

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「三十万円」を「三十八万五千円」に改める。

第十六条を削る。

別表を次のように改める。

別表

区 分	報 酬 月 額	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	判 事								
	六六六、五〇〇円		四八三、二〇〇円	四三〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	一 号
							三三〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円	一五八、〇〇〇円	一三三、六〇〇円	

判 事 補																							
二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	
一 二 八、七〇〇 円	一 〇 八、〇〇〇 円	九 八、八〇〇 円	九 〇、〇〇〇 円	八 四、〇〇〇 円	七 七、六〇〇 円	七 三、六〇〇 円	六 五、六〇〇 円	六 二、一〇〇 円	五 七、三〇〇 円	五 四、五〇〇 円	二 六〇、〇〇〇 円	一 三三、〇〇〇 円	二 〇四、〇〇〇 円	一 七五、〇〇〇 円	一 四一、五〇〇 円	一 三三、六〇〇 円	一 二八、七〇〇 円						

簡易裁判所判事

八号	一〇八、〇〇〇円
九号	九八、八〇〇円
十号	九〇、〇〇〇円
十一号	八四、〇〇〇円
十二号	七七、六〇〇円
十三号	七三、六〇〇円
十四号	六五、六〇〇円
十五号	六一、一〇〇円
十六号	五七、三〇〇円
十七号	五四、五〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号

の報酬を受ける判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬月額等を基準として、最高裁判所が定める。

3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の報酬を受けるに至つた判事及び二号又は三号の報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における報酬の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける報酬月額を基準として、最高裁判所が定める。

4 裁判官が切替日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による

報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

別表

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」の下に「住居手当」を加える。

別表を次のように改める。

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	四八三、二〇〇円
次 長 検 事	三九〇、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	四〇〇、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	三九〇、〇〇〇円
一 号	三八〇、〇〇〇円
二 号	三四〇、〇〇〇円
三 号	三〇〇、〇〇〇円
四 号	二六〇、〇〇〇円
五 号	二二二、〇〇〇円
六 号	二〇四、〇〇〇円
七 号	一七五、〇〇〇円

検 事																
八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	一号	二号	三号	四号
一五八、〇〇〇円	一三三、六〇〇円	一一八、七〇〇円	一〇八、〇〇〇円	九八、八〇〇円	九〇、〇〇〇円	八四、〇〇〇円	七七、六〇〇円	七三、六〇〇円	六五、六〇〇円	六二、一〇〇円	五七、三〇〇円	五四、五〇〇円	一七五、〇〇〇円	一四一、五〇〇円	一三三、六〇〇円	一一八、七〇〇円
五号	四号	三号	二号	一号												
一〇八、〇〇〇円																

(檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
附則中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。
(檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。
附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

副 検 事										
十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
四六、五〇〇円	五〇、一〇〇円	五四、五〇〇円	五七、三〇〇円	六二、一〇〇円	六五、六〇〇円	七三、六〇〇円	七七、六〇〇円	八四、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九八、八〇〇円

- 附 則
- この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。
 - 切替日の前日において第一条の規定による改正前の檢察官の俸給等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の俸給を受ける検事の切替日における俸給の号は、切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。
 - 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の俸給

を受けるに至つた検事のその受けるに至つた日における俸給の号は、その日において改正前の別表によりその受ける俸給月額を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

4 検察官が切替日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

目的

第一条 この法律は、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まつて人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

(故意犯)

第二条 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(過失犯)

第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する

物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(推定)

第五条 工場又は事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによつても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者が、その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体に危険が生じているときは、その危険は、その者の排出した物質によつて生じたものと推定する。

(公訴の時効期間)

第六条 第四条の規定により法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

(第一審の裁判権)

第七条 この法律に定める罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

附則

この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

理由

最近における公害の实情にかんがみ、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等について特別の処罰規定等を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ある。

○小林国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要がある。今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、そのうち、内閣総理大臣及び国務大臣等を除く特別職の職員についてその俸給を増額することとしたのであります。これに準じて、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することとしたのであります。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十五年五月一日にさかのぼって適用することとしております。

なお、昭和四十二年の改正法に基づく暫定手当の報酬または俸給への繰り入れの措置が完了した

ことに伴い、暫定手当に関する規定を削除することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

次に、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、最近における公害の实情にかんがみ、事業活動に伴つて人の健康にかかる公害を生じさせる行為等について特別の処罰規定等を設けることとするものであります。

申すまでもなく、公害を抑止するには、まずもって、的確にして強力な行政諸施策の実施を必要とするものであります。刑事司法の関与する分野にはおのずから限界があり、その果たすべき役割も補充的なものであります。現行の刑法の規定及び関係法令の罰則が公害の実態に照らして必ずしも十分なものとはいえない状況にあることにかんがみ、この際、新たに特別の処罰規定等を設けることにより、現下特に問題とされている人の健康にかかる公害の防止に資するため、この法律案を提出することとした次第であります。その意味におきまして、この法律案は、その内容において他の公害関係行政法規との調和をはかりつつ、総合的な公害防止対策の一環として、公害の防止に寄与しようとするものであります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。第一は、各種公害のうち、人の健康にかかるもののみを対象としている点であります。

公害対策基本法第二条にいう「公害」には、人の健康にかかる被害のほか、生活環境にかかる被害も含まれておりますが、公害による健康上の被害の防止が当面の課題として強く要請されていること、また、人の健康にかかる被害と生活環境にかかる被害とは、それを生じさせる行為に対する可罰的評価にかなりの差異があること、公害によ

る生活環境にかかる被害の態様は千差万別で類型性に欠けていること等にかんがみ、当面、人の健康にかかる被害のみを対象とすることが適當であるとする考えによるものであります。

第二は、事業活動に伴う有害物質の排出により、公衆の生命または身体に危険を生じさせる行為を処罰すべき行為の基本類型として定めている点であります。

まず、事業活動に伴って生ずる公害に限った趣旨は、今日問題とされている人の健康にかかる公害のほとんど大部分が何らかの事業活動に関連して生ずるものであり、家庭暖房、家庭排水等の日常生活に伴うものは、その性質上、これを事業活動に伴うものと同等に評価してこの法律案の対象に含めることは妥当でないとする考えによるものであります。次に、公衆の生命または身体に危険を生じさせた段階で処罰することとしたしました理由は、人の健康にかかる公害の防止をはかるためには、現実には人の健康を害する結果の発生を待つまでもなく、公衆の生命、身体に危険を生じさせた段階で、これを処罰し得るものとしなければ十分な効果を期待することができないからであります。

第三は、行為者のほか、法人等の事業主をも処罰し得るものとするため、いわゆる両罰規定を設けることとしている点であります。

この法律案が対象としている公害を生じさせる行為は、事業活動の一環として行なわれるものでありますので、直接の行為者である従業者等のほかに当該事業活動の主体である事業主をも処罰するたてまえをとることが、事柄の実態に照らして必要かつ当然であると考えからであります。

第四は、厳格な条件のもとに推定規定を設けることとしている点であります。

公害の実態を見ますと、特定の工場または事業場から人の健康を害する物質が大量に排出されており、現に公衆の生命または身体に危険な状態が発生しており、同種物質の混入等により、その工場または事業場から排出された物質と右の

危険状態との結びつきを確証し得ない場合もあり得るものと考えられます。そこで、このような公害現象の特殊性にかんがみ、人権保障の要請を十分考慮しつつ、厳格な条件のもとに右の排出された物質と現に発生している状態との関係を推定するものとする規定を設けることとしたのであります。

そのほか、この種事件の特殊性、複雑性等にかんがみ、その適正かつ妥当な処理をはかるため、事業主に対する公訴の時効期間及び第一審の裁判権について、それぞれ所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○綴治委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○綴治委員長代理 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

産業公害対策特別委員会に付託を予定されております内閣提出にかかる公害対策基本法の一部を改正する法律案及び細谷治嘉君外七名提出にかかる環境保全基本法案、並びにすでは同委員会に付託されております内閣提出にかかる騒音規制法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、産業公害対策特別委員会に連合審査会の開会を申し入れることとし、また同委員会から、ただいま提案理由の説明を聴取いたしました人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案について、連合審査会開会の申し入れがありましたならば、これを受諾することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綴治委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長間において協議の上決定いたしますが、明日午後二時より開会の予定でありますから、さよう御了承願います。

本日は、この程度にとどめ、次回は、明日午前十時理事会、十時三十分委員会を開くこととし、これにて散会いたします。

午前十時四十三分散会

昭和四十五年十二月十一日印刷

昭和四十五年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局